

## 天塩町住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱

令和5年6月22日  
告示第74号

(目的)

**第1条** この要綱は、町民が住宅のリフォーム等工事を町内施工業者に依頼して実施するに当たり、その経費の一部を補助することで、町民の居住環境の向上、町内施工業者の支援及び地域経済の活性化を図るため、リフォーム等工事に係る費用の一部を予算の範囲内において補助することについて、天塩町補助金等交付規則(平成20年規則第14号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 町内に建設されている既存の専用住宅、併用住宅(居住部分に限る。)、共同住宅をいう。
- (2) リフォーム等工事 住宅の増築、改築、修繕等の別表第1に掲げる工事をいう。
- (3) 町内施工業者 町内に事業所がある法人及び町内に居住する個人事業者で営業登録をしている者をいう。

(補助対象)

**第3条** 補助の対象となるリフォーム等工事(以下「対象工事」という。)は、町内施工業者により行われるリフォーム等工事であって、当該工事に要する費用(消費税及び地方消費税を含む。)が10万円以上であるものとする。

2 補助の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 町内に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき天塩町に記録されている者であること。
- (2) リフォーム等工事を行う住宅の所有者又は借家住宅の賃貸者
- (3) リフォーム等工事を行う住宅に現に居住又は居住する予定の者
- (4) リフォーム等工事をしようとする者及びその世帯員に町税及び町に納付すべき公共料金等(以下「町税等」という。)の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第2号から5号に規定する暴力団の構成員でない者
- (6) 破壊防止活動法(昭和27年法律第240号)第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない者

3 対象工事に要する費用に、次に掲げる費用を含めることができない。

- (1) 住宅と当該住宅以外の部分を併せた改修工事の場合は、当該住宅以外の部分の改修工事に要する費用
  - (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の支給の対象となる改修工事に要する費用
  - (3) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める日常生活に必要な便宜を図るための住宅の改修費を、本町が行う制度により当該改修経費の給付を受けるときは、当該改修費用
  - (4) 天塩町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成16年告示第28号)の規定に基づく浄化槽の設置整備に要する費用
  - (5) 国、北海道、その他公共団体等から補助金等の交付を受けてリフォーム等工事をするときは、当該補助金等の対象になる費用
  - (6) 床、壁、天井のいずれにも固定されない物品等(後付照明器具、据え置きコンロ、ストーブ、家具、室外機等の設置工事を必要としないエアコンの設置、その他これらに類するもの)の購入または設置に要する費用
- 4 この補助金は、この要綱の施行の日から令和9年3月31日までの期間で、同一住宅1棟につき2回まで受けることができる。ただし、同一会計年度で受けることができるのは1回限りとする。

(補助金の額)

**第4条** 補助金の額は、対象工事に要する費用に25パーセントを乗じて得た額とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 前項の補助金の額が30万円を超えるときは、30万円とする。

3 補助金の5分の1相当は、天塩商工会が発行する商品券で交付する。

(補助金の交付申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象工事の着工前に、住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 対象工事を行おうとする住宅の所有者を明らかにする書類

(2) 対象工事の内容及び費用の積算根拠が明らかとなる書類

(3) 対象工事前の状況を撮影した写真

(4) 世帯員全員の住民票

(5) 町税等の調査に関する同意書(別記様式第2号)

(6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

**第6条** 町長は、前条の申請書類を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、補助金の交付を決定したときは、住宅リフォーム支援事業補助金交付決定通知書(別記様式第3号)により通知し、補助金を交付しないことを決

定したときは、住宅リフォーム支援事業補助金不交付決定通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

3 町長は、補助金の交付を決定する場合において、その交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(申請内容の変更又は中止)

**第7条** 申請者は申請内容を変更しようとするときは、住宅リフォーム支援事業補助金交付変更申請書(別記様式第5号)に当該変更内容を確認することができる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更を認めたときは、住宅リフォーム支援事業補助金変更交付決定通知書(別記様式第6号)により通知するものとする。

3 申請者は、事情により対象工事を中止するときは、住宅リフォーム支援事業補助金事業中止申請書(別記様式第7号)を町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項の届出を受理したときは、速やかに住宅リフォーム支援事業中止承認通知書(別記様式第8号)により通知するものとする。

(着手の届出)

**第8条** 申請者は、対象工事に着手したときは、住宅リフォーム支援事業着手届(別記様式第9号)にリフォーム等工事に係る契約書又は請書の写しを添えて、速やかに町長に届け出なければならない。

(完了の報告)

**第9条** 申請者は、対象工事が完了したときは、速やかに住宅リフォーム支援事業完了報告書(別記様式第10号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 町内施工業者に支払った対象工事に係る領収書の写し

(2) 対象工事の施工中及び施工後の状況を撮影した写真

(3) その他町長が必要と認める書類

(完了検査)

**第10条** 町長は、前条の報告書を受理したときは、速やかに職員に実地検査をさせ、当該報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを、住宅リフォーム支援事業補助金検査調書(別記様式第11号)により審査するものとする。

(補助金の額の確定)

**第11条** 町長は、前条の完了検査の結果、補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、住宅リフォーム支援事業補助金確定通知書(別記様式第12号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

**第12条** 前条の通知を受けた申請者は、住宅リフォーム支援事業補助金請求書(別記様式第13号)を町長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助金の取消し等)

**第13条** 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。

(3) この補助金を目的外に使用したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消したときで既に補助金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

(その他)

**第14条** この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(規定の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった補助金については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

(規定の失効に伴う経過措置)

3 第13条の規定については、この要綱が失効後もなお、その効力を有するものとする。

別表第1(第2条関係)

区分	リフォーム等工事の内容
増築	<p>既存の住宅部分の存しない箇所に、住宅部分の床面積を増床する工事又は住宅部分以外の部分を住宅部分に変更し、住宅部分の床面積を増床させる工事をいう。</p>
改築	<p>既存の住宅部分の一部を取壊し、当該住宅部分が存した箇所に住宅部分を改めて建築する工事をいう。</p>
修繕	<p>住宅の安全性、耐久性及び居住性を向上させるための工事で、次の各号に掲げる工事とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基礎、土台、柱、筋交い等の修繕工事又は補強工事。</li> <li>(2) 床材、内壁材及び天井材の張替えや塗装等の内装工事。</li> <li>(3) 外壁の張替、塗装、防水工事</li> <li>(4) 屋根の葺き替え、塗装、防水工事</li> <li>(5) 建物のかさ上げ工事又は床を高くする工事</li> <li>(6) 間取りの変更等模様替えを行う工事</li> <li>(7) 避難設備、防火設備、換気設備等の設備工事</li> <li>(8) 開口部等を設ける工事</li> <li>(9) 台所、浴室又は便所を改良する工事。ただし、ウォシュレット等温水洗浄便座のみ設置する工事は対象外</li> <li>(10) 建具の取替え等の工事</li> <li>(11) 壁紙の張り替え工事</li> <li>(12) 断熱改修工事(床・壁・窓・天井・屋根等)</li> <li>(13) 気密改修工事又は遮音工事(防音天井・防音壁・防音サッシの改修等)</li> <li>(14) 電気設備、ガス設備工事</li> <li>(15) 空調設備工事。ただし、室外機の設置工事を必要としないエアコンの設置は除く。</li> <li>(15) その他町長が必要と認める工事</li> </ol>

住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

天塩町長 様

住 所 天塩町.....  
ふりがな .....  
氏 名 ..... 印  
(電話 ..... )

天塩町住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 リフォーム等工事を行おうとする住宅
  - (1) 住宅の所在地 天塩町.....
  - (2) 住宅の所有者 住 所 天塩町.....  
氏 名 .....
- 2 リフォーム等工事の施工業者名 .....
- 3 リフォーム等工事の概要 .....
- 4 リフォーム等工事に要する費用 ..... 円
- 5 工事予定期間 【着 手】 令和 年 月 日  
【完 了】 令和 年 月 日
- 6 補助金交付申請額 金 ..... 円

【添付書類】

- 1 リフォーム等工事を行おうとする住宅の所有者が明らかとなる書類  
(固定資産税課税明細、登記簿謄本、契約書等の写し)
- 2 リフォーム等工事の内容及び費用の積算根拠が明らかとなる書類（見積書等）
- 3 リフォーム等工事前の状況を撮影した写真
- 4 住民票（世帯全員が判るもの）
- 5 誓約書兼同意書（世帯全員分必要）
- 6 その他町長が必要と認めるもの

## 誓約書兼同意書

私は、天塩町住宅リフォーム支援事業補助金の申請条件を理解した上で申請し、申請書に記入した事項は、すべて相違ないことを誓約いたします。

また、天塩町が申請条件資格の確認を行なうのにあたり、必要があるときは、申請書に記入した項目並びに納税状況等について調査することに同意いたします。

令和 年 月 日

住 所 天塩町.....

氏 名.....

氏 名.....

氏 名.....

氏 名.....

氏 名.....

## 住宅リフォーム支援事業補助金交付決定通知書

天塩町指令第 号  
令和 年 月 日

様

天塩町長

令和 年 月 日付けで申請のあった住宅リフォーム支援事業補助金について、次のとおり補助金の交付を決定しましたので通知します。

### 記

- 1 改修工事を行おうとする住宅
  - (1) 住宅の所在地 天塩町
  - (2) 住宅の所有者 住所 天塩町  
氏名
- 2 リフォーム等工事の施工業者名
- 3 リフォーム等工事の内容
- 4 リフォーム等工事の費用 円
- 5 補助金対象経費 円
- 6 補助金交付決定額 金 円

### 【注意事項】

- 1 次の各号のいずれかに該当した場合、補助金の交付の決定が取消しとなる場合があります。
  - ① 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - ② 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
  - ③ この補助金を目的外に使用したとき。
  - ④ 町長が相当と認める事由があったとき。
- 2 補助事業を変更又は中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければなりません。
- 3 リフォーム等工事に着手したときは、速やかに住宅リフォーム支援事業着手届を町長に提出しなければなりません。
- 4 リフォーム等工事が完了したときは、速やかに住宅リフォーム支援事業完了報告書を町長に提出しなければなりません。

別記様式第4号（第6条第2項関係）

## 住宅リフォーム支援事業補助金不交付決定通知書

天 住 振 号  
令和 年 月 日

様

天塩町長

令和 年 月 日付けで申請のあった住宅リフォーム支援事業補助金については、下記のとおり交付しないことを決定したので通知します。

### 記

#### 1 交付しないことを決定した理由

#### 【教示】

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に実施機関に対して異議申立てをすることができます。

別記様式第5号（第7条第1項関係）

## 住宅リフォーム支援事業補助金交付変更申請書

令和 年 月 日

天 塩 町 長 様

住 所 天塩町.....

氏 名 .....<sup>印</sup>

電 話 ( )

令和 年 月 日付け天塩町指令第 号で補助金の交付決定を受けた住宅リフォーム支援事業について、その内容を変更したいので、住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

変更の内容及び変更の理由

### 【 注意事項 】

- 1 変更内容及び変更の理由についてはできるだけ詳しく記載すること。
- 2 リフォーム等工事の内容及びリフォーム等工事に要する費用の変更の場合は、変更後の内容及び積算基礎が明らかになる書類を添付すること。

別記様式第6号（第7条第2項関係）

## 住宅リフォーム支援事業補助金変更交付決定通知書

天塩町指令第 号  
令和 年 月 日

様

天塩町長

令和 年 月 日付けで申請のあった住宅リフォーム支援事業の変更について、次のとおり承認しましたので通知します。

### 記

- この承認の内容は、令和 年 月 日付け住宅リフォーム支援事業補助金交付変更申請書に記載のとおりであり、令和 年 月 日付け天塩町第号指令の補助金を次のとおり変更します。

(単位：円)

区 分	前 後	変 更 前	変 更 後
リフォーム等工事の費用			
補 助 対 象 経 費			
補 助 金 の 額			

別記様式第7号（第7条第3項関係）

## 住宅リフォーム支援事業中止申請書

令和 年 月 日

天塩町長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

令和 年 月 日付け天塩町第 号指令で補助金の交付決定を受けた住宅リフォーム支援事業については、次の理由により事業を中止することになりましたので申請します。

### 記

#### 1 事業中止理由

別記様式第8号(第7条第4項関係)

住宅リフォーム支援事業中止承認通知書

天 住 振 号  
令和 年 月 日

様

天塩町長

令和 年 月 日付けで申請のありました住宅リフォーム支援事業の  
中止につきましては、承認しましたので通知します。

別記様式第9号（第8条関係）

住宅リフォーム支援事業着手届

令和 年 月 日

天塩町長 様

申請者 住 所 天塩町.....

氏 名 .....<sup>㊞</sup>  
(電話 - )

令和 年 月 日付け天塩町第 号指令で補助金の交付の決定を受けた  
住宅リフォーム支援事業に係る工事に着手したので届け出ます。

【添付書類】

リフォーム等工事に係る契約書又は請書の写しを添付すること。

住宅リフォーム支援事業完了報告書

令和 年 月 日

天塩町長 様

申請者 住 所 天塩町.....

氏 名 .....<sup>㊞</sup>  
(電話 )

令和 年 月 日付け天塩町第 号指令で補助金の交付の決定を受けたリフォーム等工事について完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業の対象住宅

(1) 住宅の所在地 天塩町.....

(2) 住宅の所有者 住 所 天塩町.....

氏 名 .....

2 リフォーム等工事の内容 .....

3 リフォーム等工事に要した費用 .....円

4 交付対象経費 .....円

5 補助事業着手年月日 令和 年 月 日

6 補助事業完了年月日 令和 年 月 日

【添付書類】

- 1 町内施工業者に支払ったリフォーム等工事に係る領収書の写し
- 2 リフォーム等工事の施工中及び施工後の状況を撮影した写真
- 3 その他町長が必要と認める書類

注1 「令和 年 月 日付け天塩町第 号指令」について、交付決定の変更があったときは、その変更決定の年月日及び番号を記載すること。

2 「補助事業完了年月日」は、町内施工業者に工事費用を支払った領収書の日付とすること。

別記様式第11号（第10条関係）

住宅リフォーム支援事業補助金検査調書

1 受給者住所氏名 住 所

氏 名

2 交付決定通知番号 令和 年 月 日  
天塩町指令第 号

3 補助事業着手年月日 令和 年 月 日

4 補助事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

5 リフォーム等工事に要する経費 金 円

6 交付対象経費 金 円

7 補助金交付決定額 金 円

8 完了検査年月日 令和 年 月 日

9 検査場所

10 検査結果

上記のとおり完了検査を実施したので、報告します。

令和 年 月 日

検査員 所 属  
職 氏 名

印

住宅リフォーム支援事業補助金確定通知書

天 号  
令和 年 月 日

様

天塩町長

令和 年 月 日付けで提出のあった住宅リフォーム支援事業完了報告書に基づき検査を行った結果、次のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

記

- |            |   |   |
|------------|---|---|
| 1 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 補助金交付確定額 | 金 | 円 |

【注意事項】

- 1 確定を受けた補助金の交付を受けようとする者は、速やかに住宅リフォーム支援事業交付金請求書を提出すること。

住宅リフォーム支援事業補助金請求書

天塩町長 様

令和 年 月 日

申請者 住所  
氏名 ⑩  
(電話 )

令和 年 月 日付け天 号で補助金の額の確定通知を受けた住宅リフォーム支援事業補助金について、次のとおり請求します。

記

- 1 補助金確定額 金 円
- 2 補助金請求額 金 円
- 3 補助金交付方法 現金 円  
商品券 円

現金振込先	金融機関名							
	本・支店名							
	預金種目	(普通・当座)	口座番号					
	フリガナ							
	口座名義							

【添付書類】

- 1 振込誤りを防止するため、上記事項が確認できる預金通帳等の写しを添付してください。